

湧水町人権教育・啓発基本計画



平成24年4月

湧水町



○人権尊重の町宣言

平成17年12月18日

すべての人は、生まれながらにして、自由と平等であり、人間として尊ばれ、人間として幸せに生きる権利を有しています。

これらの権利は、日本国憲法において基本的人権として保障されていますが、私たちは、知らず知らずのうちに人を差別し、人権を侵害し、人の心を傷つけて不幸にしていることがあります。

お互いの人権を守って明るい社会を築き、あらゆる差別をなくすることが町民みんなの願いであります。

私たち湧水町民は、心をひとつにして基本的人権を尊重し、差別のない明るく住みよい湧水町を実現するため、ここに「人権尊重の町」を宣言します。

はじめに

国は、平成12年12月に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を定め、平成14年3月に「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定しました。その中で、人権とは、人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利である。すべての人々が人権を享有し、平和で豊かな社会を実現するためには、人権が国民相互の間において共に尊重されることが必要であり「人権の共存」が達成されることが重要である。

人権尊重の理念は、自分の人権のみならず他人の人権についても正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚して、人権を相互に尊重し合うこと、すなわち、人権共存の考え方として理解すべきであるとしています。

本町は、平成17年3月22日に栗野町・吉松町の二町が合併し、湧水町として誕生し、新たな町づくりへと動き出しました。湧水町総合振興計画のまちづくりの基本理念を「住民一人ひとりの尊重」「安心と安全の確立」「地域資源の活用と継承」とし、将来像に「人と自然が織りなす芸術のまち 心豊かで伸びゆく美しいまち」を設定し、「人の心の美しさ（心の豊かさ）」と自然をはじめとする「まちの美しさ」を兼ね備えた、活発な産業活動が行われ、発展性を持つまちを目指すとしております。

本町は合併以来、地域住民・地域社会の相互扶助を基本におく「向こう三軒両隣運動」を推進してきておりますが、その根底にあるのが一人ひとりの人権を認め合う尊い精神であります。

平成17年12月「人権尊重の町宣言」を行い、町民が心をひとつにして基本的人権を尊重し、差別のない明るく住みよい町を実現するとしましたが今後、人権教育及び人権啓発についての取り組みをより効果的かつ実効性あるものにするため、湧水町人権教育・啓発基本条例の制定とともに基本計画を策定しました。

この基本計画が町内の隅々まで浸透して物の文化と心の文化の均衡ある発展が図られれば、目標とする誰もが住みたい、住みやすい人権尊重のまちづくりは実現すると思えます。行政と町民の皆様が一体となった取り組みを進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

平成24年4月

湧水町長 米 満 重 満

目 次

第1章	はじめに	1
1	基本計画策定の趣旨	1
2	基本計画策定の背景	1
(1)	国際的な動き	1
(2)	国・県の動き	1
(3)	本町の状況	2
3	基本計画の基本理念と目標	3
(1)	基本理念	3
(2)	目標	3
第2章	あらゆる場における人権教育・啓発の推進	3
1	学校等	3
2	家庭・地域社会	5
3	職場等	5
4	人権に関する職業従事者に対する研修等の推進	6
第3章	分野別施策の推進	7
1	女性	7
2	子ども	8
3	高齢者	9
4	障害者	9
5	同和問題	10
6	外国人	12
7	HIV感染者・ハンセン病患者等	13
8	その他の人権問題	14
(1)	犯罪被害者等	14
(2)	インターネット等による人権侵害	14
(3)	北朝鮮当局による拉致問題等	15
(4)	アイヌの人々	16
(5)	その他	16
第4章	基本計画の推進	16
1	推進組織体制	16
2	人権教育・啓発の推進	16
3	県、近隣市町村、関係団体等との連携	17
4	基本計画のフォローアップ及び見直し	17
○用語解説		18
○世界人権宣言		23
○日本国憲法（抜粋）		28
○人権教育及び人権啓発の推進に関する法律		30
○湧水町人権教育・啓発基本条例		32

第1章 はじめに

1 基本計画策定の趣旨

人権教育・啓発に関する推進については、平成12年（2000年）12月に施行された「^{*}人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」で国の責務、地方公共団体の責務、国民の責務を定め基本計画の策定を義務づけています。地方においても国と連携を図り、地域の実情にあった施策の策定と実施する責務を有するとされています。国は、平成14年（2002年）3月に「人権教育・啓発に関する基本計画」を、また、鹿児島県は、平成16年（2004年）12月に「鹿児島県人権教育・啓発基本計画」を策定したところです。

私たちの日常生活を取り巻く人権問題は、多岐にわたり様々な問題が今なお、存在している状況にあります。憲法の定める基本的人権は、人間は生まれながらにして平等である権利を有するものであり、これは侵すことのできない普遍の権利であるとしています。私たちは互いに個人を尊重しあいながら、心豊かで、明るい社会、住みやすい町づくりをめざしていくために、ここに「湧水町人権教育・啓発基本計画」を策定します。

2 基本計画策定の背景

(1) 国際的な動き

人類は、20世紀において二度にわたる世界大戦を経験し、互いに傷つけあい悲惨な思いをしてきました。国際連合は、今までの経験を踏まえ、二度と同じことを繰り返すことのないように、すべての人々とすべての国が達成すべき基準として、昭和23年（1948年）に^{*}世界人権宣言を採択しました。

しかしながら、世界各地では、民族紛争、宗教対立による争いごと、難民、テロ等、以前として後を絶たない状態が続いています。このような国際社会の中、平成5年（1993年）6月に、ウィーンにおいて第2回世界人権会議が開催され、会議において、すべての者の人権及び基本的自由が普遍であることを確認し、人権教育の重要性を強調した「ウィーン宣言及び行動計画」が採択され、「^{*}人権教育のための国連10年」の必要性が提起されました。平成6年（1994年）12月国連総会で、平成7年（1995年）から平成16年（2004年）の10年間を「人権教育のための国連10年」とする宣言が決議され、人権教育を積極的に推進するための行動計画も採択されました。平成16年（2004年）12月には、国連総会において、平成17年（2005年）から「^{*}人権教育のための世界プログラム」を開始する決議が採択され、人権尊重文化の普遍的な確立のため、引き続き、人権教育を積極的に推進することとなりました。

(2) 国・県の動き

国は、第二次世界大戦後の昭和22年（1947年）に日本国憲法を制定し、基本的人権の尊重が定められました。人権尊重の潮流が国際的に進展する中で、平成9年（1

997年) 7月に「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画が策定され、人権という普遍的文化の構築のため人権教育が推し進められることとなります。その後、我が国固有の人権問題である同和問題の早期解決には、これまで積み上げられてきた成果と手法への評価を踏まえ、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育・人権啓発の再構築の必要性が言われるようになり、平成12年(2000年)12月には、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、平成14年(2002年)3月に「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されました。

県においては、平成10年(1998年)12月の本会議において、「人権宣言に関する決議」が採択されほか、平成16年(2004年)3月末現在、県内の16市町で人権宣言が採択されるなど様々な社会問題を人権の視点からとらえる活動や差別、偏見のないまちづくりの気運が高まりつつあります。また、国連が提唱した「人権教育のための国連10年」の取組みを推進するため、平成11年(1999年)3月に県の行動計画が策定されました。この計画に基づき、「相互の人権が尊重され、人権という普遍的文化が息づく心豊かな郷土鹿児島の実現」のために、学校、家庭、地域社会、企業などあらゆる場を通じた人権教育・啓発の取組みを積極的に進めてきました。その結果、平成15年(2003年)9月に実施された県民意識調査において、「10年前に比べ、相手の立場を考えたり、他人を思いやるようになった(どちらかといえばそう思うを含む)」と回答した人が70%を超えるなど、人権に対する県民の意識は高まっています。平成16年(2004年)12月には、これまでの行動計画の成果を踏まえ県民の意向を反映させた「鹿児島県人権教育・啓発基本計画」が策定されました。

(3) 本町の状況

国は、被差別部落の環境改善と差別解消を目的として、昭和44年(1969年)^{*}同和对策事業特別措置法(10年の時限立法)の制定を始まりとし、昭和57年(1982年)には、地域改善対策特別措置法の施行、昭和62年(1987年)に、地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の立法措置や改正等を行い、平成14年(2002年)に国策としての同和对策は終了しました。本町においては、同和对策事業特別措置法等の国の施策に基づき、住環境整備や産業関連施設整備など行い、差別解消に取り組んできました。近年は、人権問題も多岐にわたっていることからそれぞれの分野での取り組みが必要になってきています。生涯学習推進大会の人権講演会及び人権同和教育推進協議会の人権講演会等、今後も積極的な取り組みが必要です。

3 基本計画の基本理念と目標

(1) 基本理念

世界人権宣言では、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。」とし、日本国憲法では、基本的人権の尊重を定め、人間は生まれながらにして法の下に平等であり、人種、信条、性別、社会的身分または門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されないとしています。基本的人権は侵すことのできない人類普遍の権利であることを町民一人ひとりが理解し、認め合い、差別や偏見のない明るい社会を目指す、町民が一体となって取り組む環境づくりを行います。

私たち町民の一人ひとりには、他の誰にも代わることのできないかけがえのない存在であり、町はその多様な町民が生活し、かかわり合うことで成り立っています。誰もが自立した個人としての責任を果たし、相互に助け合いながら自分の望む生活を送ることができるように、町民の生命・財産や権利、町民の個性を尊重する「町民一人ひとりの尊重」を基本理念とします。

(2) 目標

湧水町総合振興計画では、「人と自然が織りなす芸術のまち 心豊かで伸びゆく美しいまち」を将来像に掲げ、地域で育て、地域で学び、地域を生かす教育・文化の振興として「基本的人権の尊重」を基本方針に据えています。それを踏まえ人権意識の啓発と男女共同参画社会の啓発を柱に人権問題についての正しい認識と理解を深めるため、人権教育の充実と普及に努め、誰もが住みたい、住みやすい人権尊重のまちづくりを目指します。

第2章 あらゆる場における人権教育・啓発の推進

1 学校等

(1) 幼稚園等

【現状と課題】

幼稚園等においては、他の園児との関わりを通して、他人の存在に気づき、相手を尊重する気持ちをもって行動できるようにすることや友達との関わりを深め、思いやりを持つようにするなど人権尊重の精神の芽生えを育むよう、遊びを中心とした生活を通して指導しています。

【施策の方向】

幼児期においては、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる大切な時期であるとの認識に立ち、人権尊重の精神の芽生えを育むような教育に努めます。

そのために、保育等に当たる職員に対する研修の充実を図り、人権問題や人権教育に関する認識の深化と指導力の向上に努めます。

(2) 小・中学校

【現状と課題】

学校においては、児童生徒の発達段階に応じ、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等と関連させ、すべての教育活動を通して人権尊重の意識を高める教育が行われています。

しかしながら、学校をめぐる状況を見ると、自尊感情の低さに起因する投げやりな発言や態度、人の気持ちや立場を思いやる意識や想像力に欠けた言葉や行為等が見られるなど、子どもたち一人ひとりの人権尊重の理念についての認識が必ずしも行き渡っていない等の問題が指摘されています。

【施策の方向】

人権教育は教育の基盤であり、全教育活動を通して推進していくことが大切です。このことを踏まえ、学校では、『共生の心』を培う人権教育の充実」を目指し、以下の点に留意してその実現に取り組んでいます。

- 人権教育の理念を、学校教育目標に明確に位置づけます。
- 人権教育を計画的・継続的に進めるための全体計画と、いつどのような教育活動を、どのようなねらいのもとに、どのような資料を使って実践するのかを明確にした年間指導計画を作成します。
- 人権教育に関わる教育活動の充実、とりわけ授業の充実を図ります。そのために、行政や学校、関係団体の関係者が一堂に会しての授業研究、平素の取組みについての情報交換等とおして、人権教育・啓発の在り方を追求してきた「湧水町人権同和教育推進協議会」の活用を図ります。
- 人権の意義・内容等について理解するとともに、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができるようになり、それが、様々な場面等で具体的な態度や行動に現れるように指導します。
- それぞれの人権課題についての学習経験を通して、そこに共通する誤った見方・考え方が分かるようにします。
- 社会教育との連携を深め、「自らを律しつつ、他人と協調し、他人を思いやる心や感動する心など豊かな人間性」を育むため、ボランティア活動や自然体験活動、勤労生産活動、職場体験活動、芸術文化体験活動、高齢者や障害者等との交流などを積極的に推進し、多様な体験活動の機会の充実を図ります。
- 人権教育の指導方法の改善を図るため、学校において人権教育の研修を深めるとともに、効果的な教育実践や学習教材等の収集に努めます。
- 言語環境をはじめ、子どもたちが安心して楽しく学ぶことができる人権尊重の精神を大事にした環境づくりに努めます。
- 家庭や地域社会において、人権尊重の正しい理解と認識が深まるような啓発活動を重視

するとともに、PTA活動や子ども会、公民館活動とも連携しながら、人権教育の改善・充実を図ります。

- 人権教育にかかわる教職員研修を計画的に実施し、認識の共通化や深化、指導力の向上に努めます。

2 家庭・地域社会

【現状と課題】

家庭は、子どもたちの教育の原点であり、生命の尊重や人間としての尊厳、自由や平等の観念など人権に関する基本的な生活習慣や社会性を身につける場として、子どもの人格形成に重要な役割を担っています。しかし、近年、核家族化や少子化等による家庭環境の変化により家庭における教育力が低下してきています。過保護、育児不安等により、自己中心的で社会になじめない、集団生活のできない大人を生み出したり、家庭内における暴力や虐待といった人権侵害も生じています。

地域社会は、人々の生活や活動の拠点であり、人と人との交流、ふれあいの場となっており、お互いが影響を受けながら社会生活を営んでいます。社会環境の変化や都市化による相互扶助機能の希薄化は、人間関係を疎遠にし、様々な社会問題を生じさせます。

【施策の方向】

家庭における人権教育を推進するため、家庭の教育向上のための家庭教育学級連絡会や家庭教育講演会の開催、家庭教育学級の開設など学習機会の充実を図ります。

地域社会においては、地域ぐるみでの子どもの育成のため、「ひとん子も我が子運動」を町全体で推進し、地域で青少年を見守る気風づくりの展開や地区公民館での人権啓発の取り組みを推進します。

3 職場等

【現状と課題】

職場等は、経済の根幹であり、家庭と同様に生活の重要な場であります。企業活動や営業活動等を通じ地域社会に深くかかわるとともに、地域の雇用の場として大きな役割と地域社会に貢献する責任を担っています。また、職場等は、障害者の法定雇用率達成、高齢者の継続雇用、男女の賃金や昇任等の格差是正、職場内のセクシュアル・ハラスメント等防止、働く男女の仕事と家庭生活の両立など取り組むべき課題も多く存在しています。

【施策の方向】

町民の生活の場は、家庭であり、地域社会であるとともに仕事そのものも重要な場となっていることから職場内の人権教育が問題解決に果たす社会的役割は極めて大きいことから行政と一体となった取り組みを展開する必要があります。そのために職場内で行われる教育・啓発活動に必要な情報や教材の提供、研修講師の紹介等積極的な支援を行います。

4 人権に関する職業従事者に対する研修等の推進

(1) 町職員に対する研修等

【現状と課題】

町職員は、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行する責務を負っていることから人権の本質を十分に理解し、公平な立場で接することが住民サービスには必要です。したがって行政改革や権限移譲など職員を取り巻く環境も大きく変化し、多種多様になってきていることから職員の資質向上に努めなければなりません。基本的人権の尊重を深く理解し、あらゆる人権に対する正しい知識と差別を許さない強い意思と町民の指導的立場としての自覚を持つとともに、良き相談者として奉仕とサービスの精神に徹した行動が求められています。

【施策の方向】

町職員に対して、同和問題をはじめとする人権関係の研修を定期的実施し、基本的人権の尊重と人権に対する正しい知識の習得により差別を許さない強い意思を養い、町民の指導的立場として人権問題の意識の高揚と啓発に努めます。

(2) 教職員・社会教育関係者

【現状と課題】

「教師が変われば子どもも変わる」と言われるように、教職員の言動は、子どもの人間性形成に大きな影響を及ぼします。仮にも、自らの言動により子どもの人権を侵害することのないよう常に意識して行動することが求められます。

教職員においては、子どもの心の痛みに気付き、お互いの人権が尊重されているかを判断できる確かな判断力を身につけるよう、常に自己研鑽を積むことが求められています。

しかしながら、人権教育の計画作成や人権問題への対応が人権教育担当職員や教科担任せになりがちで、必ずしも積極的な取り組みがなされているとは言い難い状況があります。

社会教育関係者においては、地域社会において人権教育推進の中心的な役割を担っており、指導者としての一層の資質の向上が求められています。

【施策の方向】

教職員については、各学校における研修を基本としながら、本町が実施する研修会等への参加を通して、いじめや不登校などの校内の人権問題や同和問題をはじめ様々な人権課題について全職員の理解と認識を深めます。併せて、人権教育に関する知識・技能を向上させるなど、実践力や指導力の向上を図ります。

社会教育関係者については、地域住民が個々の人権課題に関して正しく理解し、物事を合理的に判断して行動する心構えや習慣を身につけるよう、専門性を備えた指導者としての資質向上を図るため、研修の機会や内容の充実に努めます。

(3) 保健福祉関係者

【現状と課題】

*ホームヘルパー、*ケアマネージャー等の介護サービス関係者、民生委員・児童委員、保健師、社会福祉施設職員等の保健福祉関係者は、介護業務や生活相談などに直接関わっていることから、プライバシーや人権尊重に十分配慮した行動が求められています。

【施策の方向】

保健福祉関係者の人権研修の充実のため、福祉施設等に対し、各職場や養成機関での人権教育・啓発に関する研修等の充実を要請します。

(4) 医療関係者

【現状と課題】

医師、歯科医師、薬剤師、看護師等の医療関係者は、人々の生命や健康に関する業務に従事していることから、患者や家族のプライバシーに対する配慮や*インフォームド・コンセントの徹底など人権意識に根ざした行動が求められています。

【施策の方向】

医療関係者に対し、人権意識を一層向上させるための人権教育・啓発に関する研修等の充実を要請します。

第3章 分野別施策の推進

1 女性

【現状と課題】

日本国憲法は、法の下での平等について規定し、政治的、経済的又は社会的関係における性差別を禁止するとともに、家族関係における男女平等について規定しています。しかし、現実には、依然として社会生活の様々な場面において女性が差別や不利益を受けることが少なからずあります。また、*ドメスティック・バイオレンス、性犯罪、売買春、*セクシュアル・ハラスメント、*ストーカー行為等、女性に対する暴力がいまだ存在するなど、真に男女平等が実現しているとは言い難い状況にあり、女性の地位向上は、世界各国に共通した問題となっています。昭和50年（1975年）の*国際婦人年以降、*女子差別撤廃条約の採択や*世界女性会議の開催など様々な取り組みが国際規模で行われています。

我が国においては、男女平等や女性の人権の確立についての取り組みが展開され、平成11年（1999年）6月には、男女の人権の尊重を基本にした*男女共同参画社会基本法が制定されました。さらに、女性に関する暴力関係で「ストーカー行為等の規制等に関する法律」が平成12年（2000年）に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が平成13年（2001年）に施行されるなど立法措置がとられています。男女共同参画社会の実現に向け、各種の取り組みにより徐々に改善されていますが、不平等

な慣習やしきたりが残っており、政治・社会・経済・文化などあらゆる面での男女共同参画を阻害する要因になっています。人生の大切なパートナーとして、社会の良きライバルとして、性別にとらわれない、お互いを尊重し合うための取り組みが必要です。

【施策の方向】

女性の社会における地位、役割は、戦後、高度経済成長期を迎え、社会経済が成熟するとともに、大きな位置を占めるようになり、女性特有の心遣いは、社会を支える存在として欠かすことのできないものとなってきています。今後も男女共同参画による、社会づくり、家庭づくりを推進し、互いの存在を尊重する心の醸成を図り、女性に対する固定観念やセクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスなど女性差別のない社会づくりに努めます。

2 子ども

【現状と課題】

近年、少子化や核家族化、情報化が進み、子どもたちを取り巻く環境は大きく変化しています。その結果、子ども同士の触れ合いの機会が少なくなり、自主性や社会性の育ちにくい状況をもたらしています。また、地域住民同士の交流や触れ合いが徐々に少なくなり、地域社会全体で子どもを育て、保護していくという意識が薄れてきています。

こうした状況の中で、児童虐待、家庭内暴力、少年非行等の問題行動、いじめや体罰等学校における暴力、不登校というような子どもの人権を侵害する深刻な問題が発生しています。

子どもの人権については、大人たちが、未来を担う子ども一人ひとりの人格を尊重し、健全に育てていくことの大切さを認識し、大人が自らの責任を果たしていくことが求められています。また、家庭や地域社会における利己的な風潮や金銭をはじめとする物質的な価値を優先する考え方などを問い直していくことも必要です。

【施策の方向】

学校、家庭、地域社会などが一体となって相互に連携を図りながら、子どもの人権の尊重及び保護に向け、次の取り組みを積極的に推進します。

- 学校、家庭、地域社会が連携して、生命の大切さ、正義感や倫理観、他人への思いやりなど、子どもの豊かな心を育むため、様々な体験の機会を通して心の教育を推進します。
- 子どもに対する肉体的、性的、精神的な傷害や苦痛をもたらすあらゆる暴力は、子どもの人権を侵害するものであるという認識が広く浸透するよう啓発活動に努めます。
- 暴力行為やいじめ、不登校等の問題の解決に向け、*スクールカウンセラーや教育相談員の配置など教育相談体制の充実を図ります。

3 高齢者

【現状と課題】

本町の高齢化率（総人口に占める65歳以上の人口の割合）は、平成12年（2000年）で30.1%、平成17年（2005年）で32.7%、平成22年（2010年）には、34.8%に達し、2.8人に1人が高齢者で、急速に高齢化が進んでいます。健康で生きがいを持って暮らしていくためには、社会を担う一員としての位置付けや役割分担が必要と考えますが、核家族化による一人暮らしや高齢化による身体的機能の低下等により日常生活の不自由と生活支援を必要とする高齢者が増加すると思われます。

このような社会現象に対応するためには、次世代を担う人々の高齢者への尊厳といたわり、支え合う心が必要であり、高齢者の安心安全な生活環境づくりと住みやすい、やさしい社会づくりが求められます。

【施策の方向】

高齢者が健康で文化的な社会生活を営むため、地域社会に積極的に参画できて、生きがいを感じることでできる地域づくりに努めます。身体的機能の低下等で日常生活に支援を要する状態になっても人間としての尊厳が守られ自立して、地域と関わりを持ちながら住み慣れた地域で生活ができるような支援体制等が整備される施策を図ります。災害時等に支援を要する弱者に対し、地域で見守りや声かけをし、安心して生活のできる環境づくりのため地域が主体となり取り組む組織体系の構築に努めます。

4 障害者

【現状と課題】

平成16年（2004年）に改正された障害者基本法第3条第3項は「何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない」と規定していますが、現実には、障害のある人々は様々な物理的又は社会的障壁のために不利益を被ることが多く、その自立と社会参加が阻まれている状況にあります。また、障害者への偏見や差別意識が生じる背景には、障害の発生原因や症状についての理解不足がかかわっている場合もあります。

我が国においても、国際的な動向と合わせ、各種の取り組みを行っています。昭和57年（1982年）3月に「障害者対策に関する長期計画」が策定されるとともに、同年4月には、障害者対策推進本部（平成8年1月、障害者施策推進本部に改称）が設置され、障害者の雇用促進や社会的な施設、設備等の充実が図られることとなりましたが、平成5年（1993年）3月には同長期計画を改めた「障害者対策に関する新長期計画」が策定されました。また、平成7年（1995年）12月には新長期計画最終年次に合わせて、平成8年度から平成14年度までの7カ年を計画期間とする「障害者プラン」を策定することで、長期的視点に立った障害者施策のより一層の推進が図られてきました。平成16

年（2004年）6月、「障害者基本法の一部を改正する法律」が公布され、「障害者週間」（12月3日～9日）が定められました。これを受けて、国においては「共に生きる社会を作るために ～身につけよう心の身だしなみ～」という啓発重点目標が設けられました。平成18年（2006年）4月1日から「障害者自立支援法」が施行され、これまで、身体・知的・精神の障害種別ごとに異なる法律に基づいて提供された福祉サービス、公費負担医療等について、共通の制度のもとで一元化が図られることになりました。

本町では、「障害者の完全参加と平等」を基本理念とした、湧水町障害福祉計画を平成21年（2009年）3月に策定しました。障害者自身が主体性、自立性を確保し、基本的人権をもつ一人の人間として、社会活動に積極的に参加し、その能力を十分に発揮できるような施策の推進に努め、障害がある人もない人も、それをそれとして意識しないほどにやさしいまちをつくり、同じ時代を同じ地域に生きるみんなが共に協力し合う社会を目指すとしています。

しかしながら、生まれながらにして或いは不慮の事故により身体的・精神的に大きなハンディを抱え、障害に対する偏見や差別意識などで社会参加や就労の機会に恵まれないなど、障害者を取りまく社会環境はまだまだ厳しいものがあります。このような認識が障害者の社会参加や自立の大きな障壁となっており、自立更生を阻害していると思われます。障害の有無大小に関わらず、すべての人が相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会実現のため、行政と地域住民がノーマライゼーション^{*}の理念を共有し、障害者の自立や社会参加を促進すべく、総合的な取組が求められています。

【施策の方向】

本町においては、障害者が健常者と同等に地域社会の一員として自立できる生活環境を整えるため、障害者それぞれの立場を正しく理解し、支援体制の確立と障害のある人自身が能力を発揮できる環境づくりを推進します。

社会を構成するすべての人々が障害及び障害者に対して十分な理解と認識を深める必要があり、各種行事による啓発・広報及び学校教育における福祉教育を推進するとともに、障害者を中心とした住民同士の交流や障害者自身を含む住民のボランティア活動への参加を促進し、障害及び障害者についての正しい理解と認識の普及に努めます。また、障害者の自立と社会参加を促進するため、障害者のスポーツ・レクリエーション及び文化活動への参加機会を確保し、障害者の地位確立に努めます。

5 同和問題

【現状と課題】

同和問題は、我が国固有の重大な人権問題であり、その早期解消を図ることは国民的課題であります。昭和40年（1965年）の「同和対策審議会」^{*}答申で「同和問題の本質は、日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、

日本国民の一部の集団が経済的・社会的・文化的に低位の状態におかれ、現代社会においても、なお著しく基本的人権を侵害され、特に、近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、最も深刻にして重大な社会問題である。」としています。また、その中の「近代社会の原理として何人にも保証されている市民的権利と自由を完全に保証されていない」ということについては、「近代社会における部落差別とは、一口で言えば、市民的権利、自由の侵害にほかならない。市民的権利、自由とは、職業選択の自由、教育の機会均等を保証される権利、居住及び移転の自由、結婚の自由などであり、これらの権利と自由が同和地区の住民に対しては、完全に保障されていないことが差別なのである。」としています。

このように、同和問題は、その本質から見れば、人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権に関わる課題であるだけに、その早急な解決は、国の責務であり、基本的人権を等しく保障されている国民一人ひとりの課題ともなっています。

この答申を受け、同和問題を解決するための具体策として、昭和44年（1969年）に「^{*}同和対策事業特別措置法」その後「地域改善対策特別措置法」や「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の立法措置及び数次の法改正を行い、30年以上にわたり「実態的差別」「心理的差別」の解消に向けて関係諸施策が推進されてきました。これらの特別対策により、生活環境の改善、社会福祉の充実、産業職業の安定、教育文化の向上などに取り組み、生活環境、生産基盤等物的面での格差は大きく改善され、平成14年（2002年）3月に法律が失効し、後は一般対策で対応することになりました。

しかしながら、結婚差別・就職差別・差別発言等心理的差別の解消には、なお十分とは言えない状況にあります。同和問題の解決に当たっては、これまでの同和教育や啓発活動の取り組みも踏まえ、すべての人の基本的人権を尊重していくことを基本に据えた、人権教育、人権啓発の推進の重要な課題として同和問題を位置づけ、早期解決の取り組みを図る必要があります。

【施策の方向】

同和問題の解決のための今後の教育・啓発活動の展開の方向については、平成8年（1996年）5月の地域改善対策協議会意見具申において、「国や地方公共団体はもとより、国民の一人ひとりが同和問題の解決に向けて主体的に努力していかなければならない。そのためには、基本的人権を保障された国民一人ひとりが、自分自身の課題として、同和問題を人権問題という本質から捉え、解決に向けて努力する必要がある。同和問題は、過去の課題ではない。この問題の解決に向けた今後の取組みを人権にかかわるあらゆる問題の解決につなげていくという、広がりをもった現実の課題である。そのような観点から、これまでの成果を土台として、従来の取り組みの反省を踏まえ、未来に向けた新たな方向性

を見極めるべき時に差しかかっていると見えよう。」また、「今後、差別意識の解消を図るに当たっては、これまでの同和教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果とこれまでの手法への評価を踏まえ、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育、人権啓発として発展的に再構築すべきと考えられる。その中で、同和問題を人権問題の重要な柱と捉え、この問題に固有の経緯等を十分に認識しつつ、国際的な潮流とその取組みを踏まえて積極的に推進すべきである。」という課題と方向性が示されています。

本町においては、人権啓発推進会議の設置や同和教育活動助成、人権教育講演会等を開催し、町民の意識高揚に向けた取組を進めてきましたが、更に地域改善対策協議会の意見具申の認識や考え方を尊重し、あらゆる場、機会をとらえ多くの町民に同和問題をはじめ人権問題の解消に向けた人権教育、人権啓発を推進し、町民の人権意識の高揚に努めます。

また、学校教育においてもこれまでの同和教育や啓発活動の成果や手法を踏まえ、すべての人の基本的人権を尊重していくため、次の人権教育・啓発の推進に取り組みます。

- 学校で学習した同和教育の知識がやがて、学校を離れて一般社会の「非常識」に接したときその偏見に同化してしまうことが差別がなくなる大きな要因だと言われています。そのことを踏まえ、被差別部落の歴史や差別意識の変遷など「正しく知ること」を重視した啓発を図ります。
- 同和問題に関わる学習指導においては、教科書記述の変更を踏まえ、これまでの歴史学習における同和問題の扱いを、「差別を受けてかわいそう」「生活が貧しい人たち」など「差別と貧困」を強調する学習から、「命を奪うほどの厳しい差別の中でも、様々な仕事や役目を担い、工夫や努力を重ね、たくましく生き抜いた人々」など「生産・労働」「芸術・文化」に視点をおいた学習への転換を図ります。
- 学校教育と社会教育両面から、人権の概念や人権確立の歴史、人権に関する条約や法令、その成立の背景等、人権についての「正しい知識」を学ぶ研修機会や内容の充実を図ります。

6 外国人

【現状と課題】

近年の国際化時代を反映して、我が国に在留する外国人は年々増え続けてきました。平成22年（2011年）末における外国人登録者数は、213万4千人で我が国の総人口の1.67%を占め、10年前の1.3倍になっています。男女別では、女性が54.4%、男性が45.6%となっており、国籍別では、中国が68万7千人で1位、以下韓国・朝鮮、ブラジルの順となっています。

本県においては、平成22年（2011年）末において6,193人（対前年比296人増）の登録があり、国籍別では、中国、韓国・朝鮮、フィリピン等です。本町においては、平成23年（2012年）10月末において25人の登録があり、中国11人、フィ

リピン10人、以下インドネシア、タイ、アメリカ、韓国といった国籍になっています。

我が国では、在住外国人の増加に伴い、言語、習慣、文化等の違いから外国人をめぐる様々な人権問題が発生しており、全国的には我が国の歴史的経緯に由来する在日韓国・朝鮮人等をめぐる問題のほか、外国人に対する就労差別やアパート・マンションに係る差別的扱い等の問題が生じています。

これらの偏見や差別意識は、国際化の著しい進展や人権尊重の精神の国民への定着、様々な人権教育・啓発の実施主体の努力により外国人に対する理解が進み、着実に改善の方向に向かっていると考えますが、まだ十分とはいえないものがあります。急速なグローバル化、ポータルレス化の進展は、あらゆる分野で地域社会に大きな影響を与え、国際社会の構成員として地域社会の果たすべき役割はますます重要になってきています。

本町では、日常生活の中で、外国人と接する機会が増え、文化や生活習慣の違いにより相互理解が不十分であることによる様々な問題が発生することも考えられます。国際交流員等を配置し、各種イベントなどの国際交流事業を実施し、外国人との関係を深め、お互いを理解する機会の提供を行っていますが、今後も外国文化や生活習慣を理解するための場を提供しながら国際理解を深める必要があります。

【施策の方向】

外国人に対する偏見や差別意識の解消のため、異なる文化、生活習慣、宗教等を理解し、共に生きていく寛容な心を育てるため、人権尊重思想の普及高揚を図るための啓発活動や教育の充実・強化に努めます。

7 HIV感染者・ハンセン病患者等

【現状と課題】

HIV感染症は、進行性の免疫機能障害を特徴とする疾患であり、HIVによって引き起こされる免疫不全症候群のことを特にエイズ(AIDS)と呼ばれています。エイズは、昭和56年(1981年)にアメリカ合衆国で最初の症例が報告されて以来、その広がりは世界的に深刻な状況にあり、我が国においても昭和60年(1985年)3月に最初の患者が発見され、国民の身近な問題として急速にクローズアップされてきました。

エイズ患者やHIV感染者に対しては、正しい知識や理解の不足からこれまで多くの偏見や差別意識を生んできましたが、そのことが原因となって医療現場における診療拒否や無断診察のほか就職拒否や職場解雇、アパートへの入居拒否・立ち退き要求、公衆浴場への入場拒否など、社会生活の様々な場面で人権問題となって現れています。しかし、HIV感染症は、その感染経路が特定している上、感染力もそれほど強いものでないことから正しい知識に基づいて通常の日常生活を送る限り、いたずらに感染を恐れる必要はなく、また、近時の医学的知識の蓄積と新しい治療薬の開発等によってエイズの発症を遅らせた、症状を緩和させたりすることが可能になってきています。

*ハンセン病は、らい菌による感染症であるが、らい菌に感染しただけでは発病する可能性は極めて低く、発病した場合であっても現在では治療方法が確立しており、また、遺伝病でないことも判明しています。したがって、ハンセン病患者を隔離する必要は全くないものであるが、従来、我が国においては、発病した患者の外見上の特徴から特殊な病気として扱われ、古くから施設入所を強制する隔離政策が採られてきました。この隔離政策は、昭和28年（1953年）に改正された「らい予防法」においても引き続き維持され、さらに、昭和30年代に至ってハンセン病に対するそれまでの認識の誤りが明白となった後も依然として改められることはありませんでした。平成8年（1996年）に「らい予防法の廃止に関する法律」が施行され、ようやく強制隔離政策は終結することになりますが、療養所入所者の多くは、これまでの長期間にわたる隔離などにより、家族や親族などとの関係を絶たれ、また、入所者自身の高齢化等により病気が完治した後も療養所内に残らざるを得ないなど、社会復帰が困難な状況にありました。このような状況の下、平成13年（2001年）5月11日、ハンセン病患者に対する国の損害賠償責任を認める下級審判決が下されたが、これが大きな契機となってハンセン病問題の重大性が改めて国民に明らかにされ、国によるハンセン病患者及び元患者に対する損失補償や名誉回復及び福祉増進等の措置が図られつつありますが、日常生活における差別や嫌がらせなど偏見や差別意識には根強いものがあります。

【施策の方向】

HIV感染者・ハンセン病患者等が地域社会で安心して生活できる社会づくりのため、病気に関する正しい知識の普及・啓発の一層の推進を図る必要があります。

8 その他の人権問題

(1) 犯罪被害者等

近年、我が国では、犯罪被害者やその家族の人権問題に対する社会的関心が大きな高まりを見せており、犯罪被害者等に対する配慮と保護を図るための諸方策を講じることが課題となっています。また、マスメディアによる行き過ぎた犯罪の報道によるプライバシー侵害や名誉毀損、過剰な取材による私生活の平穩の侵害等がありますが、そのおかれた精神的、経済的負担から泣き寝入りせざるを得ない状況があります。

このような問題を解決するためには、社会全体で支えあう体制を構築していくことが必要であり、そのために犯罪被害者等を理解するための啓発活動の推進が必要です。

(2) インターネット等による人権侵害

インターネットには、電子メールのような特定人間の通信のほかに、ホームページのような不特定多数の利用者に向けた情報発信、電子掲示板を利用したネットニュースのような不特定多数の利用者間の反復的な情報の受発信等があります。いずれも発

信者に匿名性があり、情報発信は技術的・心理的に容易にできるといった面があることから他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現など人権にかかわる問題が発生しています。憲法の保障する表現の自由に十分配慮すべきことは当然ですが、悪質な人権侵害に対しては、停止・削除を申し入れるなどの対応を図っていく必要があります。インターネット利用者やプロバイダー等に対し個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深めるための啓発活動を推進するとともに、学校においては、インターネット上の情報をもたらす問題や影響について理解し、情報の収集・発信における個人の責任や情報モラルについての教育の充実を図る必要があります。

(3) 北朝鮮当局による拉致問題等

1970年代から1980年代にかけて、多くの日本人が不自然な形で行方不明となったが、これらの事件の多くは、北朝鮮当局による拉致の疑いが濃厚であることが明らかになったため、政府は、平成3年（1991年）以来、機会あるごとに北朝鮮に対して拉致問題を提起してきました。北朝鮮側は頑なに否定し続けていましたが、平成14年（2002年）9月の日朝首脳会談において、長年否定していた日本人の拉致を初めて認め、謝罪し、再発防止を約束しました。同年10月、5名の拉致被害者が帰国しましたが、他の被害者については、北朝鮮当局は、いまだ問題の解決に向けた具体的な行動をとっていません。北朝鮮当局による拉致は、国民に対する人権侵害であり、我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題であります。

我が国では、平成17年（2005年）の国連総会議決を踏まえ、平成18年（2006年）6月に北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明し、及びその抑止を図ることを目的に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が公布、施行されました。この法律は、国や地方公共団体の責務として、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民世論の啓発を図るよう努めるものとし、また、12月10日から16日までを「^{*}北朝鮮人権侵害問題啓発週間」と定め、国及び地方公共団体が、国民の間に広く拉致問題等についての関心と認識を深めるという同週間にふさわしい事業を実施するよう努めるものとしています。拉致問題の解決には、幅広い国民階層及び国際社会の理解と支持が不可欠であり、その関心と認識を深めることが求められていることから拉致問題についての正しい知識の普及を図り、国民の関心と認識を深めるため啓発資料の作成配布等により広報活動を実施します。学校教育においては、児童生徒の発達段階等に応じて、拉致問題等に対する理解を深めるための取り組みを推進します。

(4) アイヌの人々

アイヌの人々は、北海道を中心に先住していた民族であり、固有の文化や伝統を発展させてきましたが、江戸時代の松前藩による支配や、その後の明治政府の「北海道開拓」を進める中での同化政策により、今日では十分な保存・伝承が図られているとは言い難く、また、人権が十分に尊重されているとは言えない状況です。

そこで、国においては平成9年（1997年）5月に「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律（アイヌ文化振興法）」が制定されました。また、アイヌの人々の生活の改善向上・啓発等の活動推進のための事業を実施しています。

人権週間においても、「アイヌの人々に対する理解を深めよう」を強調事項に掲げ、全国各地で様々な啓発活動を実施しています。

今後は、アイヌの人々の民族としての歴史、文化、伝統及び現状についての理解と知識を深め、独自の文化・伝統を尊重していくことが重要です。

学校教育では、既にアイヌの人々について、社会科等において取上げられているので、今後とも引き続き基本的人権の尊重の観点に立って教育を推進するため、教職員の研修に努める必要があります。

(5) その他

これらの他にも、刑を終えて出所した人、性的指向に関する人権、ホームレスの人権、^{*}性同一性障害に関する人権等様々な人権問題があります。このような人権問題に対しても積極的に人権教育・啓発を推進し、それらに関する知識や理解を深め、一人ひとりの人権が尊重される社会の実現に努めます。

第4章 基本計画の推進

1 推進組織体制

この基本計画の実施に当たっては、庁内組織の「人権擁護推進対策連絡調整会議」で各課との緊密な連絡調整を図りながら、各種団体及ぶ教育機関の代表者で組織する「湧水町人権啓発推進会議」において、事業計画や推進方法等を協議しながら施策の推進に努めます。

2 人権教育・啓発の推進

人権教育・啓発を効果的に推進していくためには、多様な学習機会や学習内容の充実と各種関係機関・団体との連携により人権教育・啓発に関わる教職員や指導者の育成を積極的に進め、広く多くの方に学習機会の提供を行い、人権問題に対する理解と認識を深めてもらうとともに、人権問題を抱える人々が気軽に相談できる、相談窓口の体制を人権擁護委員と連携を図りながらその充実に努めます。

3 県、近隣市町村、関係団体等との連携

人権教育・啓発を推進するため、県、近隣市町村、人権擁護委員協議会、人権啓発活動地域ネットワーク協議会等関係団体と連携を密にしていきます。

4 基本計画のフォローアップ及び見直し

基本計画の推進にあたっては、施策の進捗状況について、定期的に点検し、その結果を以後の施策に反映させるなどし、基本計画のフォローアップに努めます。

また、国、県の動向や社会情勢の変化を踏まえ、必要に応じて基本計画を見直すこととします。

用語解説

あ行

インフォームド・コンセント(Informed Consent)

患者に対する情報の提供と患者の合意。

エイズ(Acquired Immuno Deficiency Syndrome)

後天性免疫不全症候群のこと。HIVに感染することによって(後天性)、病原体に対する、人間に本来備わっている抵抗力(免疫)が、正常に働かなく(不全)なることによって発症する様々な病気(症候群)の総称。

HIV(Human Immunodeficiency Virus)

ヒト免疫不全ウイルスのこと。HIVは、感染者の血液、精液、膣分泌液、母乳の中に存在し、性行為、母子感染、麻薬のまわし打ちなどの血液感染によって感染する。HIVは免疫機能を担うリンパ球に入り込み、免疫細胞を壊しながら増殖していき、その免疫力は低下すると、さまざまな感染症や悪性腫瘍にかかりやすくなる。

か行

北朝鮮人権侵害問題啓発週間

北朝鮮による日本人拉致問題、その他北朝鮮当局による人権侵害問題について国民の関心と認識を深めることを目的とする週間。

グローバル化

社会的あるいは経済的な連関が、旧来の国家や地域などの境界を越えて、地球規模に拡大して様々な変化を引き起こす現象。

ケアマネージャー(介護支援専門員)

介護保険法において要支援・要介護認定を受けた人からの相談を受け、居宅サービス計画(ケアプラン)を作成し、他の介護サービス事業者との連絡、調整等を取りまとめる者。

国際婦人年

女性の地位向上を目指す契機となるよう国連が提唱した年。昭和50年(1975年)。

さ行

女子差別撤廃条約

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の略称。

昭和54年(1979年)12月18日に、国際連合第34回総会で採択され、昭和56年(1981年)に発効した。前文及び30か条からなり、政治的・経済的・社会的・市民的その他あらゆる分野における男女平等を達成するために教育の分野も含めて、いずれかの性別の優位や性的役割に由来するステレオタイプの撤廃など必要な措置を定めている。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

人権擁護推進審議会の答申を受け、平成12年(2000年)12月、人権教育、啓発をすることを目的に制定された法律。

人権教育のための国連10年

平成6年(1994年)の第49回国連総会において、人権に対する世界的な規模での理解を深め、あらゆる国において人権という普遍的文化を構築することが重要であるという国際的な共通認識の下に、平成7年(1995年)から平成16年(2004年)までの10年間を「人権教育のための国連10年」と決議し、各国において国内行動計画を策定することや、地方及び地域社会に基盤を置く団体に対しては、国の支援を受けて、住民に対する実効ある人権教育を実施することが求められた。これを受けて、国においては、平成7年(1995年)12月に、内閣に内閣総理大臣を本部長とする人権教育のための国連10年推進本部を設置し、平成9年(1997年)7月には、国内行動計画を策定。

人権教育のための世界プログラム

平成7年(1995年)から取り組まれてきた「人権教育のための国連10年」が平成16年(2004年)末で終了することを受けて、平成16年(2004年)12月10日に開催された第59回国連総会で、引き続き世界各地で人権教育を積極的に推進していくことを目的に、「人権教育のための世界プログラム」を平成17年(2005年)1月1日から開始することを全会一致で採択。

人権擁護委員

市町村長が法務大臣に対し、市町村議会の意見を聞いて候補者を推薦し、法務大臣が委嘱する。人権擁護委員は、国民の基本的な人権が侵犯されることがないように監視し、これが侵犯された場合には、その救済のため、すみやかに適切な処置を採るとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることがその使命とされている。

スクールカウンセラー

教育委員会の計画や学校の要請に応じて、学校を訪問し、教職員の教育相談に関する資質の向上を図るとともに、保護者や児童生徒の悩み等の解消を図り、児童生徒の問題行動の解消に当たっている。

ストーカー行為

つきまとい等(特定の人に対する好意の感情又は怨根の感情を充足する目的で、その人又は社会生活上その人と密接な関係の人に、つきまとい、待ち伏せ、見張り、押し掛け等法律に定める類型の好意をすること)を反復してすること。

性同一性障害

人は、「自身がどの性別に属するかという感覚、男性又は女性であることの自己の認識」を持っており、これを性同一性という。大多数の人々は、身体的性別と性同一性を有するが、まれに、自身の身体の性別を十分に理解しているものの、自身の性同一性に一致しない人々もいる。そうした著しい性別の不連続性を抱える状態を医学的に性同一性障害という。

世界女性会議

女性の地位向上を目的として、国際連合主催のもとに開かれる会議。国際学際女性会議とも呼ばれる。

世界人権宣言

昭和23年(1948年)12月に国連第3回総会において採択された国際的な人権宣言。市民的・政治的自由の他に経済的・社会的な権利について、各国が達成すべき基準を定めている。

セクシュアル・ハラスメント

性的嫌がらせ。相手の意に反した性的な言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的うわさの流布、衆目に触れる場所でのわいせつな写真の掲示など、あらゆる場における様々な態様のものが含まれる。

た行

同化政策

力を持つ民族が、弱い民族(もしくは集団)に対して自らの文化伝承を受け入れるよう強いる政策をいう。

同和対策事業特別措置法

昭和44年(1969年)に成立。同和地区の生活環境の改善、社会福祉の増進、産業の振興、職業の安定、教育の充実、人権擁護活動の強化を図り、同和地区住民の生活の安定及び福祉の向上等に寄与することを目標とした。

同和対策審議会答申

内閣総理大臣の諮問機関として設けられた同和対策審議会が、昭和40年(1965年)8月「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本方策」について審議した結果をまとめた答申。同和問題の解決は国の責務であり、国民的課題であるとしている。

男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。

男女共同参画社会基本法

平成11年(1999年)、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的にかつ計画的に推進することを目的として制定された法律。

ドメスティック・バイオレンス(DV、Domestic Violence)

配偶者など親密な関係にある者からの身体に対する暴力、又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動を言う。

な行

ノーマライゼーション(Normalization)

デンマークのバンク・ミケルセンが知的障害者のある人の処遇に関して唱え、北欧から世界へ広まって生涯のある人の福祉の重要な理念。障害のある人を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を備えるべきであり、ともに生きる社会こそノーマルな社会であるという考え方。

は行

ハンセン病

明治6年(1873年)にノルウェーのハンセン博士が発見した「らい菌」の感染によって、主に皮

膚や末梢神経が侵される感染症。現在ではいくつかの薬剤を使用する治療法が確立され、適切な治療により完治する。

ホームヘルパー(介護訪問員)

都道府県知事の指定する「訪問介護員養成研修」の課程を修了した者をいう。講習を受け修了した者に与えられる認定で、国家資格ではない。かつては、家庭奉仕員と呼ばれた。

ボーダレス化

従来は区別や差異があり分離していた複数の事項の間で、交流や融合が起こり、その境界がなくなっていくこと。

ま行

門地

一般的には家柄と同義。個人的価値よりも家を重視し、家系の継承と永続を尊重する伝統的な日本の社会において、個々の家の過去の社会的勢力を評価基準として家単位になされる社会的格付けをいう。

前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権を保護することが肝要であるので、諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもつとも重要であるので、よつて、ここに、国際連合総会は、社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもつて行動しなければならない。

第2条

- 1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。
- 2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当たって、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかつた作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第15条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。

- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第16条

- 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第17条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第18条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第19条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第20条

- 1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第21条

- 1 すべての人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力の基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第22条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第23条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第24条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第25条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であるか否かを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第26条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならず、また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種的若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第27条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵にあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第28条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第29条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当つては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもつばら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第30条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

第3章 国民の権利及び義務

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであって、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条 すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第19条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第20条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第22条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第23条 学問の自由は、これを保障する。

第24条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第27条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

3 児童は、これを酷使してはならない。

第28条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

第29条 財産権は、これを侵してはならない。

2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

第10章 最高法規

第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

第98条 この憲法は、国の最高法規であって、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

2 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

(平成12年12月6日施行)

(目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動(人権教育を除く。)をいう。

(基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法(平成8年法律第120号)第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

湧水町人権教育・啓発基本条例

(目的)

第1条 この条例は、すべての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下での平等を定める日本国憲法及び世界人権宣言の基本理念並びに湧水町の「人権尊重の町宣言」に基づき、町民一人ひとりが人権に対する自覚と責任をもち、あらゆる差別をなくすための正しい知識と認識を深め、心をひとつにして基本的人権を尊重し、差別のない明るく住みよい町の実現に寄与することを目的とする。

(町の責務)

第2条 町は、前条の目的を達成するため、必要な施策を積極的に推進するとともに、町民の人権意識の高揚に努めるものとする。

(町民の責務)

第3条 すべての町民は、相互に基本的人権を尊重し、町の実施する差別をなくすための施策等に協力し、人の心を傷つけるあらゆる差別や人権を侵害する行為をしてはならない。

(町の施策)

第4条 町は、差別のないまちづくりのための人権擁護の施策を総合的かつ計画的に推進する。そのため、次に掲げる事項に取り組み、町民の人権意識の高揚や啓発活動の充実に努めるものとする。

- (1) 人権の教育、啓発に関する計画(以下次号において「計画」という。)の策定
- (2) 計画の策定及び啓発活動を効果的に推進するための調査等
- (3) 学校が、子どもの成長に応じ、段階的に効果的な人権教育が図られるような連携した取組
- (4) その他、差別をなくすための人権擁護の推進と啓発

(教育及び啓発活動の充実)

第5条 町は、町民の人権意識を高めるため、町内の関係団体と連携し、人権教育の積極的推進を図り、人権擁護の社会形成に努めるものとする。

(推進体制の充実)

第6条 町は、人権擁護に関する施策を効果的に推進するため、国、県及び関係団体との連携を図り、推進体制の充実に努めるものとする。

(協議等)

第7条 町は、人権擁護に関する調査、検討、推進のため必要な事項については、町の関係附属機関と協議、又は審議するものとする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。